

## サプライチェーン連携脱炭素化支援事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 サプライチェーン連携脱炭素化支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号。以下「規則」という。）及びエネルギー環境部エネルギー課所管補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、サプライチェーン上の県内中小企業が連携して行う脱炭素化に向けた取組みを支援し、県内企業の脱炭素化を推進するため、対象となる経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものである。

### (補助事業者)

第3条 補助事業者は、次のいずれの要件も満たす者とする。

(1) 県内に引き続いて1年以上事業所を有する民間事業者（国、地方公共団体、独立行政法人等を除く）であること。

(2) 県税の滞納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者となることができない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等

(4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

(5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

(7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

3 知事が規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該交付の決定を受けた者が前項の規定に該当することが明らかになったときは、規則第16条第1項の規定により補

助金の交付の決定を取り消すものとする。

- 4 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第17条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、サプライチェーンが連携して実施する脱炭素化に資する取組みに要する事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の対象となる経費および対象事業期間は、別表のとおりとする。

- 2 補助対象経費はサプライチェーンが連携して実施する脱炭素化に資する取組みに要する経費で、補助対象期間内に実施し、支払が終了しているものを対象とする。
- 3 補助対象経費には、消費税および地方消費税を含まないものとする。
- 4 補助金の交付額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内（交付額の算定に当たり千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）とし、交付上限額は、500千円とする。
- 5 国および地方自治体ならびにこれらに準ずる団体等から補助対象経費を同じくする他補助金の交付が行われている、または交付が見込まれる場合は、その経費を補助対象経費から除くものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、補助金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請者概要
- (2) 企業の概要がわかる書類（パンフレット、商業登記簿謄本の写し、定款等）
- (3) 事業実施計画書
- (4) 収支予算書
- (5) 対象経費の見積書等（写し）
- (6) 申請日から2か月以内に発行された福井県の県税の全税目に滞納がないことを証明する納税証明書等（県税事務所が発行する納税証明書または県税の納税状況確認に関する同意書）
- (7) 申請日から2か月以内に発行された地方消費税の納税証明書（その3の3またはその3の2）
- (8) その他知事が特に必要と認める書類

(交付時期)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、前条に定める申請書を、知事が別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 知事は、第6条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、補助事業者に対し書面により通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 前条の交付決定に当たって、知事は、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 第3条及び第4条に定める要件に適合すること。
- (2) 補助事業が次条に定める期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに、知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 取得財産等については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図ること。
- (4) 取得財産等を当該財産に係る処分制限期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。)に規定する耐用年数に相当する期間をいう。以下同じ。)内において、知事の承認を受けることなく、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保等に供しないこと。
- (5) 補助事業の実施については、この要領のほか、関係法令及び関係通知に定めるところによること。
- (6) その他補助金の目的を達成するために、知事が必要と認めることを実施すること。
- (7) 知事は、補助事業者が前号に掲げる条件に違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

(事業の実施)

第10条 補助事業者は、第8条の規定による交付決定の通知を受けた日以後に事業を開始するものとし、補助金交付決定年度の2月28日までに事業を完了すること。

(変更の承認)

第11条 補助事業者は、次の各号に該当する場合は、交付変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出するものとする。

- (1) 補助事業の内容(設備・金額等)を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
    - ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、自由な創意により、補助目的達成に資するものと考えられる変更。
    - イ 補助目的に関係がない事業計画の細部の変更。
    - ウ 変更後の支払完了予定期日が当初の支払完了予定期日の属する年度の2月28日を超えない場合
  - (2) 補助対象経費の配分を変更しようとするとき。
- 2 知事は、前項の規定により提出された交付変更承認申請書を審査し承認を行う場合、必要に応じて、交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。ただし、補助金額の増額は、行わないものとする。
- 3 知事は、第1項の変更の承認を行ったときは、補助事業者に対し、書面により通知するもの

とする。

(事業の中止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ事業中止承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の中止の承認を行ったときは、補助事業者に対し、書面により通知するものとする

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日または補助事業に係る交付の決定があった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書

(2) 収支決算書

(3) 補助対象経費の支払いを確認できる書類(領収書等)

(4) 成果物を確認できる書類(写真、チラシ、パンフレット制作の場合、制作物の写し、ホームページやシステム等の場合は画面の写し等)

(5) その他知事が特に必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、補助金の額を確定して補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第15条 知事は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。

(補助金の交付請求)

第16条 第14条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は請求書の受理後30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第17条 知事は、第15条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部または全部を概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は請求書の受理後30日以内に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 知事は、補助事業者が次の各号に該当するときは、第6条の規定による交付決定（第11条の規定による変更の承認及び第12条の規定による中止の承認を含む。）の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の申請及び事業の実施に関し、不正の行為があったとき。
- (2) 事業の実施に関する知事の指示を受け、その指示に従わないとき。
- (3) 補助金交付決定年度の2月28日までに事業の完了が見込めないとき。
- (4) その他、補助金の交付決定に付した条件、この要領又は法令に違反したとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後についても適用するものとする。

(補助金の返還)

第19条 知事は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消したときは、補助金を交付せず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、遅滞なく返還しなければならない。

(財産管理)

第20条 補助事業者は、事業実施主体に対し、取得財産等を法定耐用年数の期間、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運営を図り、適切に管理することを指示するものとする。

(財産処分等)

第21条 補助事業者は、取得財産等の法定耐用年数の期間内において、取得財産等を補助金交付の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供するときは、あらかじめ知事にその承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により承認を受けようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（様式7号）及び取得財産等の処分等による収入金報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認申請書の提出があった場合は、内容を審査し、処分を承認する場合は、対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

4 補助事業者は、知事から交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求された場合は、請求に応じ返還しなければならない。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則（令和8年4月22日）

この要領は、令和8度の補助金から適用する。

別表（第5条関係）

対象経費	対象事業期間
<p>サプライチェーンが連携して実施する脱炭素化に資する取組みに要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勉強会開催のための講師謝金および旅費</li> <li>・ 先進企業視察にかかる経費</li> <li>・ 省エネ診断、指導にかかる経費（省エネ診断機器リース料、専門家派遣費用など）</li> <li>・ 脱炭素化を進めるために必要な計画策定費用</li> <li>・ その他、知事が必要と認める経費</li> </ul>	<p>交付決定の日から令和9年2月28日まで</p>

（注1） 小数点以下の端数は切り捨てとする。

（注2） 補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を交付する。

（注3） 補助対象経費には、①補助対象経費の支出にかかる振込手数料などの間接的な経費、②消費税および地方消費税は含まないものとする。

（注4） 補助対象経費となる基準を満たしていても、証拠書類がない等の理由により補助対象経費として認められない場合があるので十分注意すること。

（注5） 補助対象経費は、本事業以外の事業にかかる経費と明確に区分できるものとする。

（注6） 補助対象経費等に疑義が生じた場合は、エネルギー課に事前に協議し、了承を得ること。